

福祉用具購入の手引き

令和4年4月

大口町

目次

1	福祉用具購入費の支給要件	1
2	福祉用具購入費の支給申請及び添付書類についての留意事項	3
	【参考1】厚生労働大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の 支給に係る特定福祉用具の種目	4
	【参考2】 福祉用具購入Q A	6

1 福祉用具購入費の支給要件

福祉用具購入費は、居宅要介護（支援）被保険者の日常生活の自立を助けるために、入浴又は排せつの用に供する福祉用具その他厚生労働大臣が定める福祉用具を購入したときに支給されるものです。

（1）支給限度額等

- ①福祉用具購入費の**支給限度基準額は10万円**です。このうち、現に福祉用具購入に要した費用の**9割(8割または7割)に相当する額**を保険給付します。支払いは、いったん費用の全額を被保険者側が負担し、のちに9割（8割または7割）の払戻しを申請する「償還払い」と被保険者が1割（2割または3割）の自己負担額を販売事業者支払い、町から直接販売事業者へ9割（8割または7割）を支払う「受領委任払い」があります。
- ②福祉用具購入費の**支給限度額管理期間は、毎年4月1日からの1年間**です。
- ③福祉用具購入費は、対象とならない用具の場合には保険給付できません。また、保険対象となる購入費用の総額が支給限度基準額の10万円を超えている場合、その超えた部分は全額自己負担となります。
- ④**同一種目の福祉用具購入費の支給は1度に限り**ますが、当該福祉用具が破損した場合、用途及び機能が著しく異なる場合等、町が必要と認めるときは再度購入することが可能です。事前に健康生きがい課にお問合せください。

（2）対象となる人

要支援1・2又は要介護1～5の認定を受けた被保険者で、居宅介護（介護予防）サービスを受けている人（入院中の方や施設介護サービスを受けている人は対象になりません。）

（3）購入できる事業者について

都道府県の指定販売事業者で購入してください。

※指定販売事業者以外からの購入は対象になりません。

（4）購入できる福祉用具の種目について

- ①腰掛便座（便座の底上げ部材を含む）
- ②特殊尿器（自動排泄処理装置の交換部品）
- ③入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト

など)

- ④簡易浴槽
- ⑤移動用リフトのつり具の部分
- ⑥排泄予測支援機器（令和4年4月以降）

（5）申請に必要な書類について

- ①介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
- ②福祉用具のパンフレット、その他福祉用具の概要を記載した書面
- ③領収証
- ④大口町介護保険住宅介護（予防）福祉用具購入費受領委任払い申請書
（受領委任払いの場合）
- ⑤居宅サービス計画書（第1表、第2表）

2 福祉用具購入費の支給申請及び添付書類についての留意事項

◆申請書に必要な書類

①介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費支給申請書

ア. 購入金額の10割の金額を記入

イ. 福祉用具を必要とする理由

②福祉用具のパンフレット（写し）、その他福祉用具の概要を記載した書面

③領収証（原本）

ア. 受領委任払いの場合

給付対象額に10分の1（10分の2または10分の3）を乗じた額（1円未満の端数は切り上げ）が領収金額になります。

○1円未満の端数がある場合

（例）購入費用の合計額が33,333円の場合 * 1割負担の場合

利用者負担額 = $33,333 \times 1/10 = 3,333.3$ 円

≒ 3,334円（1円未満の端数切り上げ） ⇒ 領収金額

○支給限度基準額（同一年度内で10万円）を上回る場合は、支給限度基準額内の販売費用の額に10分の1（10分の2または10分の3）を乗じた額と、支給限度額を超える額の合計になります。

（例）既に33,333円分の福祉用具購入を行っている利用者が、70,000円の福祉用具を行った場合 * 1割負担の場合

（支給限度基準額内の購入費用の額） = $100,000$ 円 - $33,333$ 円

= $66,667$ 円・・・支給限度額（支給対象となる額）

（支給限度額を超える購入費用の額） = $70,000$ 円 - $66,667$ 円

= $3,333$ 円・・・支給限度額を超える額（支給対象とならない額）

利用者負担額 = $66,667 \times 1/10 + 3,333$ 円

= $6,666.7$ 円 + $3,333$ 円 = $9,999.7$ 円

≒ $10,000$ 円（1円未満の端数切り上げ） ⇒ 領収金額

イ. 償還払いの場合

領収した10割の金額を領収書に記入します。

④大口町介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費受領委任払い申請書

（受領委任払いの場合）

⑤居宅サービス計画書（第1表、第2表）

【参考1】

厚生労働大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目

1 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

- (1) 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの。
- (2) 洋式便器の上に置いて高さを補うもの。
- (3) 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。
- (4) 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。）但し、設置に要する費用については従来通り法に基づく保険給付の対象とならないものである。

2 自動排泄処理装置の交換可能部品

レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。

3 入浴補助用具

座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。

- (1) 入浴用いす
座面の高さが概ね35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するもの。
- (2) 浴槽用手すり
浴槽の縁をはさみこんで固定することができるもの。
- (3) 浴槽内いす
浴槽内に置いて利用することができるもの。
- (4) 入浴台
浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるもの。
- (5) 浴室内すのこ
浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるもの。
- (6) 浴槽内すのこ
浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの。
- (7) 入浴用介助ベルト

身体に直接巻き付けて使用するもので浴槽への出入り等を容易に介助することができるもの。

4 簡易浴槽

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの（硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。

5 移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

6 排泄予測支援機器

腹部に貼り付けて使用するものであること。

【参考2】福祉用具購入QA

【滑り止めマットについて】

- Q 浴槽内の高さを調整するための「滑り止めマット(浴槽用)」は「浴槽内すのこ」に該当するか。
- A 該当しません。
- Q 浴室内すのこについては、「浴室内において浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る」となっているが、段差解消を目的とした「滑り止めマット」についても購入の対象としてよいか。
- A 「滑り止めマット」については、浴室内すのこに該当しないため対象となりません。

【部品のみ購入】

- Q 介護保険の適用となる特定福祉用具の部品を交換した場合の部品購入費は、福祉用具購入費の対象となるか。
- A 福祉用具を構成する部品については、福祉用具購入費の対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品について、町が部品を交換することを必要と認めた場合には、介護保険の適用対象となります。

【外観・機能等の制限について】

- Q 腰掛便座の範囲は、家具調のもの、ウオームアップ機能付のものなど高額なものもあるが特に制限がないと考えてよいか。
- A 利用者がそれを選択すれば、給付対象として差し支えありません。

【入院前の福祉用具購入】

- Q 在宅要介護者が福祉用具購入後に状態の急変により入院した場合、福祉用具購入の支給申請は可能か。
- A 入院前に購入したものであれば給付の対象になります。

【入院外泊時の購入について】

- Q 病院に入院中の被保険者が退院に向けて外泊訓練中であり、近日中に退院予定である。外泊訓練時、居宅においてポータブルトイレが必要であると、介護支援専門員が認め、本人も了承している。この場合、福祉用具購入費の支給は可能か。
- A 介護保険の介護サービスは、医療保険適用施設に入院中の場合は利用できないので、外泊中に利用することを目的とした福祉用具購入費の支給はできません。

【入院中の福祉用具購入について】

- Q 入院中の要介護者が福祉用具を購入した場合、福祉用具購入費の支給は可能か。
- A 入院（入所）中の場合は特定福祉用具が必要と認められず、福祉用具購入費の支給はできません。ただし、退院と同時に必要な場合等は、事前に購入し、退院後に支給申請をすることは差し支えありません。（退院しないこととなった場合は、申請できなくなることから、退院してから購入することが望ましい）。

【特定施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護の利用者への福祉用具購入費の支給について】

- Q ①有料老人ホーム入所者で特定施設入所者生活介護を算定している要介護被保険者について、専用の居室内においてのみ使用する場合、福祉用具購入費の支給は認められるか。
- ②グループホームの入所者で①と同様に専用の居室内においてのみ使用する場合、福祉用具購入費の支給は認められるか。
- A 特定施設入所者生活介護及びグループホームのサービス給付を受けている利用者に対する福祉用具購入費の支給は制度上可能であるが、施設では整備されていることが前提のため、一般的には必要ないと考えられます。しかし、個室において特段の事情がある場合には、支給の対象となります。

【福祉用具の共同購入について】

- Q 共同生活している2人の要介護認定者が20万円相当の福祉用具の購入を希望している場合、支払額を二分し、10万円の限度額を双方に適用することができるか。
- A 共同で特定福祉用具を購入することはできません。

【同一種目の福祉用具購入について】

- Q 介護保険法施行規則第70条第2項にて、「居宅介護福祉用具購入費支給限度額管理期間において、同一の種目の特定福祉用具については支給しない」とあるが、次の場合いかがか。
- ①昼間は和式便器の上に置いて腰掛式に変換する腰掛便座を既に購入しているが、夜間、居室にて利用するためのポータブルトイレを新たに購入することは可能か。
- ②入浴補助用具の入浴用いすと浴槽内いすの購入は可能か。
- A ①②とも給付対象です

【転出した場合の申請先】

- Q 福祉用具の購入後に転出した場合、支給申請は転出前の保険者にするのか。
- A 支給申請は、転出前の保険者となります。

【福祉用具購入費の支払前に本人が死亡した場合】

- Q 福祉用具を購入した後死亡し、代金の支払いが死亡後になった場合、給付の対象となるか。
- A 代金の支払日が死亡後だと本人の被保険者資格がなくなり、本人が購入したことにならないため、保険給付の請求はできません。

【受領委任払いの対象について】

- Q 受領委任払いの対象者に条件はあるのか。
- A 事業者を受領委任することができる被保険者は次の全てに該当しないことが条件となります。

- 1 介護保険料の滞納をしている
- 2 介護保険料の滞納を原因とした給付制限を受けている
- 3 事業所に対する支払時点で要介護認定の申請中であるため要介護度が決定していない
- 4 事業所に対する支払時点で病院等に入院または介護保険施設等に入所しているなどにより改修する自宅に居住していない

【申請者が口座を持っていない場合】

- Q 償還払いの際、本人の口座ではなく、親族（夫など）の口座でも可能か。
- A 償還払いについては、原則本人の口座としているが、申請者が口座を持っていない場合に限り、親族の口座でも可能です。その場合、誤り等を防ぐために、事前に健康生きがい課へ申し出をしてください。